

明日香村建設工事等に関する談合情報の取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、明日香村の建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品等（以下「建設工事等」という。）の競争入札（以下「入札」という。）において、談合情報の提供があった場合の取扱いについて定める。

(定 義)

第2条 この要領において「談合」とは、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第2項の規定による談合をいう。

(事情聴取)

第3条 村長は、建設工事等の入札において談合情報の提供があった場合は、直ちに当該入札に係る業者から事情聴取を行うものとする。入札後に談合情報の提供があった場合も同様とする。

2 村長は、入札の執行前に談合情報の提供があった場合は、当該入札の執行を延期又は中止したうえで事情聴取を行うものとする。ただし、諸般の事情によって当該入札の執行を延期することが適当でないと認めるときは、当該入札の執行後直ちに事情聴取を行うものとする。

(入札の執行及び誓約書の提出)

第4条 村長は、前条の規定による事情聴取の結果、談合の事実がないと判断したときは、入札の執行前においては当該入札を執行するものとし、入札の執行後においては事務手続を継続するものとする。

2 村長は、前項の場合において必要があると認めるときは、当該入札に係る業者から誓約書（別記）を求めることができる。

(入札の中止等)

第5条 村長は、第3条の事情聴取の結果、談合の事実があったと判断したときは、入札の執行前においては当該入札を中止するものとし、入札の執行後で契約締結前においては当該入札を無効とし、契約締結後においては必要な措置を講ずるものとする。

(文書による通知)

第6条 村長は、第3条第2項の規定により入札を延期したとき又は前条の規定により入札を中止したときは、その旨を当該入札に係る業者に文書により通知するものとする。

2 村長は、前条の規定により入札を無効としたときは、その旨を当該入札に参加した業者に文書により通知するものとする。

(告発等の措置)

第7条 村長は、第5条の規定により入札を中止し又は無効とし若しくは必要な措置を講じた場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項に基づく告発、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第45条第1項に基づく報告、入札参加資格の取消し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

別記

誓 約 書

貴村発注の次の工事に関し、談合は一切行われていないことを誓約します。

尚、談合の事実があった場合は、貴村において契約の解除その他いかなる処置をとられても、一切異議はありません。

工事番号.....

工事名.....

平成 年 月 日

明日香村長

殿

所在地.....

商号又は名称.....

代表者氏名.....(印)

戻る